

事務連絡
平成21年6月1日

各
都道府県
政令市
特別区
新型インフルエンザ対策担当部（局）御中

厚生労働省健康局結核感染症課

「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」の
新型インフルエンザ対策への活用について

平成21年度補正予算（第1号）に計上された「地域活性化・経済危機対策臨時交付金（内閣府所管）」については、新型インフルエンザ対策への対応に関する地方単独事業についても活用することが可能であります。

これまでに各地方自治体から寄せられている新型インフルエンザ対策に係る財政的支援要望の中には本交付金で対応できるものが多くあると考えておりますので、別紙1に記載する点に留意の上、積極的な活用を検討して頂きますようお願い致します。

なお、各都道府県におかれましては、管内市町村（政令市・特別区を除く）に本交付金の周知及び積極的な活用の要請をしていただくよう併せてお願いいたします。

1. 本交付金の交付対象事業は、地域活性化等に資する事業（地方再生戦略又は経済危機対策に対応した事業）とされているが、新型インフルエンザ対策は、「経済危機対策（平成21年4月10日 政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議決定）」中の「Ⅲ「安心と活力」の実現 2. 安全・安心確保等」に対応する事業として整理可能です。
2. 本交付金に係る実施計画の提出期限は追って内閣府から連絡があると思いますが、概ね補正予算成立後1ヶ月程度と聞いておりますので、財政当局への働きかけを早期に行うなど財源確保に努めて下さい。
3. 実施計画は、提出後の変更は認められないと聞いておりますので、現時点で管内における患者が未発生の地方公共団体におかれましても、今後の患者発生等に対応できるよう、提出する実施計画には、新型インフルエンザ対策に係る事業を可能な限り前広に計上するよう努めて下さい（非常勤職員人件費、資器材の購入経費等）。
4. 事業に係る各種経費のうち交付対象外となる経費は、常勤職員の人件費（事業実施に伴い雇い上げが必要となる非常勤職員等は除く）、用地費、貸付金・保証金等と聞いております。逆にそれ以外の経費は、事業そのものが上記1でいう地域活性化等に資する事業として認められれば対象経費として算定可能と聞いております。

なお、参考として、当省に寄せられている財政的支援要望について、本交付金の交付対象経費として算定可能かどうかを別紙2にまとめましたので、実施計画作成時等にご活用下さい。

○算定対象経費になりうるもの

種別	内容
非常勤職員の人件費	○発熱外来に従事する医師等の確保に関する人件費
	○発熱相談センターに係る人件費
発熱相談センター	○発熱相談センターに設置する電話回線設備
発熱外来	○発熱外来開設に必要な施設等の改修費、屋外テント等経費
	○個人防護具(PPE)の配備
協力医療機関	○個人防護具(PPE)や人工呼吸器の配備
補償制度	○診療に当たる医師等が感染した場合の補償
	○医師等が感染した場合に医療機関が被る損失に対する補償

○算定対象経費となりえないもの

種別	内容
常勤職員の人件費	○自治体の対策本部に従事する常勤職員の人件費